

愛知大学退職記念論文 一地域支援一

緊急支援活動に関する一研究

木之下 隆夫（愛知大学文学部 教授）

I はじめに

窪田らは、1993年北海道南西沖地震後被災者の心理的な反応に注目が集まったことをきっかけに1955年阪神・淡路大震災の発生や2011年の東日本大震災が発生したことをうけて、被災者の心理的支援の必要性が強く叫ばれるようになり、「こころのケア」という言葉とともに広く社会に認知されるようになってきたと述べた。そこには、こころの専門家、すなわち臨床心理士の存在や彼らの社会的組織である全国臨床心理士会や各都道府県にある臨床心理士会の存在も見逃せない事実であり、こうした「こころのケア」は災害のみならず、学校という社会空間のいじめや自殺問題、事故等の発生に関わる状況下での児童生徒のこころの動揺を防ぐ目的で日常的に活用されるようになってきた。そこには学校で活躍するスクールカウンセラー、（以下 SC と称す）の存在も大きいと述べている。

ところで、筆者は某市教育委員会に関わりのある SC として一学校の緊急支援に関わった事案を経験したので、緊急支援の流れとその経緯についてまとめ、SC の役割とスーパーバイザー SC（；以下 SVSC と称す）の重要性について論じる。

II 緊急支援の概要

窪田らの言う「事故・事件から緊急支援チー

ム派遣までの標準的な流れ」（図4）とやや異なる方向、つまり市教育委員会内所属 SC 等と指導主事が協同で緊急支援体制を整え、筆者が中心となった緊急支援と SVSC の重要性について報告する。まず、事故の起きた某市 S 中学校のホームページに紹介されている内容を抜粋する。

1 2010年6月18日静岡県浜松市の浜名湖において、野外教育活動として行われたボート訓練中におきた事故。教師2人および1年生の生徒18人、合計20人が乗った全長約7メートルの手こぎボートが転覆した。この事故で1年生の女子生徒が死亡した。筆者はこの事故発生時直後より某市教育委員会と関わり、事故の推移を見守りつつ支援を行ってきた。

2 静岡県教育委員会による三ヶ日青年の家における事故の概略

- (1) 事故発生日 平成22年6月18日（金）
- (2) 場 所 静岡県立三ヶ日青年の家（ホテルグリーンプラザ浜名湖沖）
- (3) 潮 汐 小潮 舞阪港（満潮）9:42（干潮）16:23
- (4) 活動時の天候〔天候〕雨〔風向〕東→南→南西
〔風速〕2.0～6.4m/s（最大瞬間風速）13.4m/s
〔注意報等〕12時02分発表 大雨、雷、強



図1 20人乗りカッターボート

風、波浪、洪水注意報

(5) 事故の概略

某市立S中学校1年生

生徒94名 引率者8名 [校長 教員6 養護教諭]

当日の利用者数 (活動者数 生徒92名 引率者6名 [教員6])

カッターボート (図1) 数 4艇 ([9m] A艇、B艇 [7m] C艇、D艇)

乗船数 A艇 生徒27名 関係者：1名

教員：1名 計29名

B艇 生徒29名 関係者1名

教員：1名 計31名

C艇 生徒18名 教員：2名 計20名

D艇 生徒18名 教員：2名 計20名

合計 生徒92名 教員：6名

関係者：2名 100名

カッター訓練開始時刻

出艇時刻 14時35分頃 ヨットハーバー (図



図2 三ヶ日青年の家ヨットハーバー

2) 出発東進

14時55分頃～

○風向きが変化(東風から南西風)し、風が強まり始める。

○C艇の生徒に船酔いが発生、漕艇不能状態となり、風で北へ流される。

○ハーバーから出動したレスキュー艇(23フィートモーターボート)がC艇付近に到着し、曳航の準備を行う。

〈事故発生の経緯と救助及び行方不明者の発見〉

15時20分頃～

○レスキュー艇がC艇を曳航中にC艇が転覆。

○C艇乗船者生徒18名、教員2名が落水。

○生徒8名、教員2名がレスキュー艇で救助される。

○転覆C艇上部(底部)で生徒9名と所長が待機。

16時00分頃～

○生徒4名が水難救助隊ゴムボートに救助される。

○16時38分頃行方不明者1名との情報が流れる。

○B艇が地元マリーナ艇に曳航され、着岸。

17時00分頃～

○A艇が県警の船に曳航され、着岸。

○生徒5名と所長が地元マリーナの船で救助される。

○D艇が県警の船に曳航され、着岸。

17時25分頃～

○行方不明者がKNさんとの情報が流れる。

17時51分頃～

○KNさんが水難救助隊により、C艇内部で発見され、心肺停止状態のまま病院に搬送される。

18時47分頃～

○KNさんの死亡が確認される。

死因「水死」(6/19 静岡県警発表)

〈事故当日の病院搬送状況〉

救急車による搬送7名(悪寒、吐き気)

保護者による搬送1名(悪寒、吐き気)

Ⅲ 緊急支援体制の立ち上げとその前後の状況

平成22年6月18日浜名湖ボート転覆事故の発生後、市教育委員会からの要請を受けて、市教育委員会所属SC専門家集団による緊急支援が立ち上げられた。生徒や教師のPTSD(心的外傷後ストレス障害)を防ぐ取り組みをスタートさせた。その後、遺族と学校の関

係において危機的状況が生じたため、SVSC専門家の介入を求められた。

今回の事態を緊急介入における重点項目を以下にまとめる。

1) 組織の支援、

2) 個の支援、

危機介入における

3) 遺族と学校、教師の支援、

という3点からまとめ、今後予想される様々な緊急支援事態に関する研究のあり方を予測した。

1) 組織の支援

ここでいう組織支援の対象は、①学校、教師集団、②クラス、生徒集団を指す。①②を統括している教育委員会も支援の対象になるが、実際には教育委員会は独自に県教育委員会の指導を受け、この事態に対応する動きがみられた。

① 学校、教師集団の支援

事故発生直後の様子は、静岡県教育委員会報告「三ヶ日青年の家における事故の概略」に詳しく紹介されている。時系列でまとめると以下ようになる。

カッター訓練開始→風によりカッターが進行方向を遮られ、波に煽られて生徒たちに船酔いが発生、訓練中断、→モーターボートで曳航する途中で転覆し、→事故発生→救援活動→消防・警察→行方不明者の発生・発見・心肺停止状態で収容→事故状況の情報が学校・保護者へ伝達

〈事故当時の学校内の様子〉

学校に残って、留守番をしていた教頭が外部からの事故に関する電話に対応し、詳しい

情報が入らない中でパニック状態になる。これは、第三次支援態勢時に語られた。残った教員で手分けして、亡くなったKNの保護者宅へ行ったが、母親が病気による歩行困難な方で車椅子、介護要の車でないと移動できないことが分かり、二度手間となってしまう。後日、事故状況の説明が学校から第一報がなかったことも学校の落ち度と批判される。これがその後の学校と遺族の関係悪化の一要因となる。

〈学外での様子〉

市教育委員会は、病院に救急搬送された7名の内KNの他、生徒2名のこころのケアが必要と判断し、病院へ市所属のSC2名をその夕方、緊急派遣した。

18日夜、緊急支援立ち上げのための会議が開催され、筆者、他3名のSCと指導主事が参加した。その時点でKNの死亡が報告された。

会議の中で緊急支援の規模と見通し、1年生96名を含む2年生、3年生のこころの健康状態のチェック、クラスごと、担任支援と連携、保護者との連携、学校全体の動きに対する支援、保護者支援、SCの支援のあり方が話し合われた。

19日（土曜日）、筆者、学校SC、市SC、指導主事とで学校訪問する。学校の様子把握、管理職と緊急支援介入手順についての説明を行う。

19日朝から教師は、昨日帰宅した全ての生徒宅へ手分けして家庭訪問し、様子把握に努めていた。2、3年生の教員は緊張感一杯の様子であった。

19日、教室の見回りを行い、生徒たちの衣類や靴、持参した持ち物等が教室に無造作に並べられていた。事故直後の生徒たちと先生方の混乱とが伝わってくる光景であった。

IV 〈学校緊急支援の概要〉

緊急支援・・第一次支援態勢

平成22年6月18日～7月2日

生徒、教師、保護者への支援が重点的となる。

学校支援・・第二次支援態勢

平成22年7月5日～8月2日

教師の警察関係の事情聴取や国土交通省事故調査委員会事情聴取への陪席

→教師のメンタルヘルス保持のため

第一次支援態勢の実際

SC総動員数43名（4名/一日）、生徒へのカウンセリング、延べ数127名（継続27名）、教員へのカウンセリング、延べ数38名（継続数名）

第二次支援態勢の実際 主にSVSCである筆者が単独でかかわった。

SVSCによる事故に関わった教師8名を重点的、かつ継続的にカウンセリング 特に転覆したC艇に乗船していた担任（美術）、女性教師（理科）が重点対象

① 担任は、自分が身代わりになればよかったと繰り返し、うつ状態に陥る。

受診を進めるが、大丈夫と拒否する。カッター訓練は、はじめからやめたいと思いつつ、いつ引きあげるかばかりを考えていたと。

② 女性教師は、転覆してボートから数名の

生徒ともに投げ出された。水面上に顔を出したらボートの底が真上状態、このままでは酸欠になると判断し、生徒たちに声かけてボート真下から出るよう指示し、号令とともに再度潜水浮上を促し、生徒たちを救助したが、死ぬ恐怖を感じたと。

校長より警察関係者からの任意の事情聴取が校内で連日あり、先生方が精神的にも追い込まれているとの報告ある。SVSCは、追い込まれ自殺の可能性あるので配慮して欲しいと事前に校長より関係者に伝達してもらった。その結果、SVSC 陪席を許可され、調書完成時にサインを求められ応じた。担任や女性教師より連日の事情聴取に思い出しては泣いてしまったと。担任は、辞職の気持ち不変、誰かが責任をとらないといけないという。事故以前から自らの教師適性に疑問あったと語る。こうした体験が語られるようになったのは、事故後の第二次支援態勢の最中であった。

- ① 事故報道を巡って、新聞記事や警察発表等の内容に教師集団がピリピリするようになった。一部記事には「人災だ」と掲載され、校長のマスコミ対応でいい加減なことを言わないでとの批判もみられるようになった。新聞報道に関連して、保護者から学校に説明を求める声上がり、夏休み入ってから臨時保護者会開催された。

事故後1か月半、教師集団の疲労がピークとなる。校長（保健体育）は「俺は大丈夫だから」と面接拒否する。周囲の管理職の先生から、ボーっとしているとか、妻からは暗い

ところへ行きたがる等の報告あり、うつをそれと自覚できないタイプと判断された。

職員会議で校長より、マスコミ対応について迷惑をかけたこと、辛い思いをさせたことの謝罪あり、同時にこれからのことに力を貸してほしいとの発言あった。

〈教師の様子〉

家庭訪問をした教師の話を見ると事故状況の生徒の話聞いた保護者の怒りや悲しみの話に同調し、感情移入し過ぎる傾向がみられた。

ある管理職は、疲れて寝込んだままの生徒が多いことに悲しい気持ちを抑えきれずに一晩涙がとまらなかったという。別の管理職の妻から会話を全くしなくなり、様子がおかしいと学校に連絡あり、病院で点滴を受けた。責任を感じて何もできない。何をどうしたらよいか見当つかない。この先、教師が勤まるのか不安と訴えた。

国土交通省の事情聴取でA艇に乗っていてC艇の転覆したところが見えたのでは？所長のトランシーバーが聞こえていたのでは？全然そんなことなかったのに、質問受けているうちに段々分からなくなってきて、私何もしなかったのかと自分を責めてしまうと涙をこぼした。

校長の対応に一貫性がなく、教頭が頭を抱えた。遺族の家に毎日のように弔問に伺うが、謝罪の言葉こそ、はじめは語られたが、段々と自分の自慢話が出てくるようになり、家族の怒りをかい、校長の弔問を断られてしまい、他の管理職でやりくりして弔問せざるを得なくなった。校長自身の管理能力の問題が露呈

し、教育委員会もこのことを把握していた。その結果、校長はうつ病と診断され、夏休み明けから病気休養に入ることにについて教育委員会より学校に報告あり、同時に新任校長が赴任の報告もあった。

V 第一次、二次支援態勢の小考察

第一次支援態勢は平成22年6月18日～7月2日の2週間で生徒、教師、保護者への支援が重点的になされた。これは、生徒の心理的動揺を把握し、そのケアを行うことでPTSDの発症を防ぐ目的も含まれていた。2週間という期限は事前設定でなく、生徒たちを動線で追っていく中で見えてきた期間であった。具体的には、はじめ1年生、2年生、3年生に全員を対象に「こころの健康度」アンケート調査を行い、生徒たちのこころの動揺をチェックした。その結果、1週間ばかりで生徒たちのこころの動揺は減少傾向になり、学年の担任たちからも「気になる生徒」は報告されなくなったことから学校全体の平安が表面的には回復したと判断した時期が2週間だったのである。さらに1日の支援活動を述べると学校の始業と同時にSCも4名体制で待機し、クラス担任は朝の会で「今日のこころの健康調査」を生徒に配布しながら、気になる生徒がないかどうかを観察し、こころの健康調査の回収と気なる生徒の報告をSCにあげてもらった。SCは同時にこころの健康調査の結果評価と生徒の面接を行うというルーチンワークを設定した。当然、SCはこころの健康調査結果については、また気になる生徒とは担任と連携を取りながら、生徒の面接設定がス

ムーズに運ぶように協力を求めた。こうした場面設定は筆者がSVSCの立場から学校と学校長をはじめとする管理職との調整や個々のSCに指示を出し、統率した。また、SCのケアにもSVSCは常に配慮を怠らなかった。〈一日の支援の流れ〉(図3)に紹介したように午前生徒との面接、午後保護者の相談、担任の相談に個々のSCが応ずる態勢を作り、午後の授業終了後の職員会議で筆者が「今日のSC活動」報告と個別のケースの今後予測されることの情報提供と情報共有を行った。このルーチンワークを2週間継続したということである。第一次支援態勢の実際は、SC総動員数43名(4名/一日)、生徒へのカウンセリング延べ数127名(継続27名)、教員へのカウンセリング延べ数38名(継続数名)であったが、その結果、支援を必要とする2名の生徒の内、PTSD発症者1名、もともと医療受診継続していた事例と市所属のSCが継続的に支援した事例とがあった。教師や保護者の不安も表面化することなく落ち着きを取り戻していた。これは、第一次支援態勢のスタートする前の段階で初期対応として、教師たちが手分けして、1年生の生徒たちへの家庭訪問をしていたことが大きく影響していたと考えられる。つまり、家庭訪問による生徒や家庭の様子を把握し、傾聴しながら、家族の驚き、怒りや悲しみなどの感情支援に応じていたことが彼らの安心感を引き出させていたと判断される。

〈第一次、二次支援態勢を通してSVSCの視点〉

1. 学校、子どもたち、教師たち、保護者たち、各々に対し俯瞰する力

支援の流れ				
18日(金)	19日(土)	20日(日)	21日(月)	22日(火)
実施要旨	実施要旨	実施要旨	実施要旨	実施要旨
<p>19:00 打ち合わせ</p> <p>20:00 アンケート回収</p>	<p>19:00 打ち合わせ</p> <p>20:00 アンケート回収</p>	<p>19:00 打ち合わせ</p> <p>20:00 アンケート回収</p>	<p>19:00 打ち合わせ</p> <p>20:00 アンケート回収</p>	<p>19:00 打ち合わせ</p> <p>20:00 アンケート回収</p>
<p>19:00 打ち合わせ</p> <p>20:00 アンケート回収</p>	<p>19:00 打ち合わせ</p> <p>20:00 アンケート回収</p>	<p>19:00 打ち合わせ</p> <p>20:00 アンケート回収</p>	<p>19:00 打ち合わせ</p> <p>20:00 アンケート回収</p>	<p>19:00 打ち合わせ</p> <p>20:00 アンケート回収</p>

図3 〈一日のSC支援の流れ〉

- これらの構成員たちの刻々と変わっていく状況と入ってくる情報を的確に読み取りつつ、何が起きているのか、何が要請されているのか、を把握し、予測される事柄についての情報提供を行う。
- SVSC 専門家としての複眼的な視点による学校組織、教師、生徒、保護者、SC への支援ここでの支援とは、具体性を持った助言が該当する。
- 子どもに対しては教員の家庭訪問等の初期対応や SC による集中的な支援、保護者への対応が効果を発揮し、PTSD を発症したケースは少なかった。元々不安定、不登校気味の生徒が事故を契機に情緒不安定になったりした。事故に無関係なところで、家庭内事情の問題を抱えていた保護者が今回のことを契機に親子共に不安定になったケースもあった。

VI 第三次支援態勢；学校支援

新学校長の要請があり、その理由として遺族からの様々な要求があり、それにどのように対応したらいいのかについてSVSCの助言を得たいとのことで第三次支援態勢が始まった。

平成22年12月～平成25年4月(約29か月間)
 カウンセリング延べ回数、約60回
 対象者：学校長、教頭、他管理職、教員
 遺族の要求は以下の点だった。

- ① 教師一人一人から事故のことについて話を聞きたいという申し出があったこと
- ② ①に対して、どういう形を作るのが良いのか？
- ②について、SVSCは、「遺族が何を求めているのか、不明な点があるので、教員のメンタルヘルスを考えたとき単独での訪問は控え、数名で1名

ループという形で交代制が望ましい」と助言した。その結果、管理職が必ず1名に教員3名で毎夕、訪問する体制を整えることになった。

〈SVSCは助言に際し、以下のことに留意した〉

遺族、特に母親の喪失体験へのフォロー、深い悲しみと怒りと憎しみの表出のされ方
教員が一人で遺族から言われたことを抱え込まないように、訪問時の遺族の様子を記録し、情報を共有すること、事故に対しての教員の見解がバラバラにならないように統一性を保つこと、この案件の将来を視野に入れた対応、遺族がもたらす言動や情報の心理分析と内容のフィードバックとより好ましい対応について特に管理職や学校長へ助言を行った。

③ 教師個人のメンタルヘルス支援

教頭は、自分が学校にいること自体が迷惑で学校を変わりたいと抑うつになる。他の教員から事務的なこともとやかく言われるようになった。SVSCはPTSDの発症を想定し、カウンセリングを実施したところ、事故当時のパニック状態が語られ、教頭としての役割をこなせなかったことが悔やまれると話した。その後、数回カウンセリング継続したところ、2週間ほどで回復した。

女性教師（C艇乗船）、遺族の母親から事故の状況や子を持つ親としての私（遺族）へエールを送ってほしいという手紙をもらったが、遺族の意思をどう判断したら良いのか、この状況が4月以降も続いたら不安という。遺族のやりようのない気持ちを説明し、エールでなく、自分が親だったらの素直な気持ち

を伝えるといいのではないかと介入した。

一管理職、学校の雰囲気は遺族のことばかりで、学校としてやらなければいけないことがチグハグ、一般教員もやる気をなくしている。これでいいのかと語る。その通りと肯定的に支持する一方で、学校機能がまだ回復しきっていない面もあると説明した。

遺族よりK文庫（図書、Kが持っていたCD等）の申し出が学校にあった。文庫をつくるにあたって、遺族より「二度と事故を起こさない」という誓いのことばとKNへのエールことばを考えて欲しいなどの申し出もあり、その内容や表現をどうするかで管理職の苦闘続き、SVSCもそれを共有した。

担任は、平成23年度に退職したが、その後も単独で遺族との関りがあった。その中で、母親が考えたデザイン、楽器系を彫刻してほしいと依頼され、ギターを彫刻し、贈呈したところ、「癒される」と反応があった。その後、他の生徒の分も彫ってほしいと要請あり、担任は応じていたが、校長から「これはいいのか疑問」と問いかけあり、母親の意図が目的外のところにあると判断されるので、これ以上は不可と「辞退」を指導した方がいいと介入した。

遺族より、私の心の問題を何とかしてほしいという要請が学校にあり、その後、教育委員会にも申し出ていることが判明した。学校の案件というより教育委員会の案件だと思いと説明した。教育委員会でSCのプロ集団3名と教育相談員1名を選任、順次派遣という形をとるが、すべて遺族の意向に添えない方たちばかりと拒否され、中断した。

教職員の異動に対する要望が遺族より出された。遺族は事故引率した教員の異動については、現状維持を希望すると。これらの件については、教育委員会にも遺族より申し出があった。

3月に国交省によるC艇乗船の担任、女性教師の再度の事情聴取を行うとのことでSVSCが陪席した。その結果は、事故状況の再確認であったが、彼女は動揺することなく、しっかりと対応していた。

〈遺族（特に母親）の対象喪失体験〉について

母親が免疫機能不全という難病持ちであり、日常的に母の介護を娘のKNが引き受けていた。この事実は、KNとの母子共生関係が強かったことを意味していると判断した。その影響もあって、娘は医師を目指していたことを事故前の絵日誌（図5）に残していた。後からその事実を両親ともに知ったこと。母親にとっては希望、そのものだったと推測された。実際、成績優秀でその可能性のある子として学校も認めていた。こうした背景下の母親のメンタルヘルスは、強い抑うつ状態、免疫機能低下による身体状態の悪化、その対極にあるアクトアウト（行動化）が懸念された。このアクトアウトには2種類の存在が予測された。一つは、学校関係者への強い憎しみ等に基づいた言動であり、他方は「自殺」であった。身体症状悪化の場合、入院が想定された。アクトアウトの場合、前者は教師、管理職に毎日のお参り、月命日のお参り、3年間、同級生が卒業するまで求めてくるなど、（教師が自発的に）毎日のお参りに際し、反省をしたためた日誌を書いてくるように求めら

れ、2年目頃からは、毎日の季節、学校の風景を描いて来てほしいと要請、娘にそれが伝わるようにと。書いてある内容について、意見されたり、お参りに来るように言われたりした。これらの一連の言動は前者に該当するアクトアウトであったと判断した。

〈2年目からの弔問について〉

2年目からは、管理職と教師2人でという形に移行した。その理由として教師の心理的負担を軽減しないと学校活動に影響が出たことを校長は懸念した。また、先にも述べたが、担任は新年度を契機に教師を退職し、新しい道を歩み始めた。

学校は家庭訪問をする時は、事前に父親に連絡し、帰宅されていることを確認して行く。行くとお参りをして、1時間ぐらいの説教を聞いて帰るといふことの繰り返しが続いた。母親は、足が悪く椅子に座った状態で常に教師を座位させたまま、見下ろす感じで対話していたと。訪問する教師には、その光景が圧迫感をもたらして、大きなストレスになっていた。教師にとっては、事故状況について常に問われることが頻回で、学校としての意思統一図っていたが、うまく答えられない場合に管理職が答えようとする「あなたに聞いているのではない」と一喝されていたと。事故がなぜ発生したのか、再発を防ぐためにどうしたらいいのか等の課題が常に学校に与えられ、回答すると文面に反省が見られない等の批判が繰り返される。ここまでの経過で遺族の学校への要望や批判の背後にある心情は、個人的には予測されたことである。事故で一人娘を亡くした事実は、学校に娘を預けてい

たのに、その責任者である校長が法的な裁きを受けることなく、未だ健在であることは納得いかない。あくまでもその責任を問いつけることが亡き娘への供養とっていると推測された。SVSC という専門家の立場から、強調したことは対象喪失体験における、母親の怒りが自分自身に向かう可能性、そのリスクを如何に最小限度に食い止めるかであった。その視点に立つと母親の要求に学校批判や攻撃性がみられることは、教師にとって安心できる部分であることを、ある意味では教師たちが母親の苦悩を癒している役割を果たしていることを機会あるごとに説明してきた。そのことは教師たちに素直に受け入れてもらえたと思っている。

Ⅶ 第三次支援態勢、学校支援の考察

第三次支援態勢こそがこの案件の核心であったと筆者は考えている。

平成22年12月～平成25年4月（約29か月間）、カウンセリング延べ回数、約60回

学校長、教頭、他管理職、教師がその対象であったが、そこでは早期の学校機能の回復と教師のメンタルヘルスの維持が柱となり、これらは、学校支援そのものであったと考えている。遺族の心のケアの問題、学校への様々な要求が見られたことなど、筆者は事故発生時から想定していたことであった。

遺族の心のケアは、できるだけ早期に行う必要があると判断していたが、遺族の心の動きを学校への関与と照合するとそのタイミングの難しさを感じていた。結果としては、遺族側からの要求に応じた形であったが、推薦

されたSC、誰一人として遺族の要求に応えることができなかつたのは、個々のSCの人間性やカウンセリング力というより遺族の娘をなくしたことの無念さや無力感のエネルギーが上回っていたといえる。それが故に遺族には、まだその機が熟してしてなかつたことも考えられる。一方で遺族の学校への様々な要求は、心理学的に、Vの「遺族（特に母親）の対象喪失体験」で述べたように母親の強い抑うつ状態、免疫機能低下による身体状態の悪化、その対極にある学校関係者への強い憎しみ等に基づいたアクトアウト、つまり、攻撃性が母親自身に向かう懸念、自殺を避ける必要があった。しかし、母親の攻撃性は自分自身に向かうことなく学校への様々な要求という形にすり替えられていたと理解できる。これが遺族の娘への供養という認識によってなされていたとするなら、このような事故はやはり、絶対に起こしてはならないと改めて思う。また、SVSCの重要性と役割については、「その視点」のところでも述べたように学校内の緊急支援事態発生と同時に参画し、流れを掌握しつつ、専門的知見を提案するべく立場を保持する必要がある。

Ⅷ 総合考察

ここで窪田らの主張している「事故・事件から緊急支援チーム派遣までの標準的な流れ」（図4）を参考にSVSCについて論じる。彼らは、緊急事態から緊急支援とはについて紹介している。以下がその引用である。

1. 緊急支援の流れ

緊急支援が行われる前提として、緊急事態

がある。緊急事態とはどのようなものなのか、国連 WFP (World Food Programmed) は 50 年以上にわたって、紛争中や終結直後の数多くの緊急食糧支援を行ってきた経験からそれを「ある特定の、もしくは一連の事象が人的被害や生命・暮らしへの脅威をもたらしている証拠が明白に示され、広範囲な地域で生活が混乱し、かつ関係政府が対応手段を持たない状況」であると述べている。これに準じると学校における緊急事態とは「学校生活におけるある特定の、もしくは一連の事象が児童生徒への被害や生命・学校生活への脅威をもたらしている証拠が明白に示され、学校生活や家庭生活が混乱し、かつ学校教師集団の対応能力に限界がみられる状況」であるといえる。ここでは、特定の、一連の事象がイジメ・自殺、校外学習における事故等を指している。

窪田等は学校緊急支援システムを構築する上での 3 つのポイントを上げている。

- ① スクールカウンセラー組織内（都道府県の臨床心理士会など）での体制の整備
- ② 教育行政との合意形成
- ③ 事件・事故、災害の発生から緊急支援チーム派遣までの標準的な流れの作成

スクールカウンセラー組織内（都道府県の臨床心理士会など）での体制の整備

適切な支援を実施するために、スクールカウンセラー組織内において、以下のことについて十分な協議と合意がなされている必要がある。

- ・スクールカウンセラー組織において、緊急支援の位置づけを明確にする。

例：学校への緊急支援活動を会員である当該校のスクールカウンセラーをバックアップする

〈臨床心理士会事業〉とする。

- ・教育行政のブロック単位に緊急支援を中核的に担えるスクールカウンセラー（コーディネーター）を育成する。
- ・スクールカウンセラーの研修として、毎年テーマに取り上げ、スクールカウンセラーの役割の一つとして位置づける。

〈教育行政との合意形成〉

私たちは、緊急支援プログラムの実施主体を学校であると考えています。したがって、学校が教育委員会との協議の下で臨床心理士会などのスクールカウンセラー組織に緊急支援チームの派遣を要請したときのみ、スクールカウンセラーが関与することになります。適切な支援を実施するためには、日ごろから臨床心理士会などのスクールカウンセラー組織と市町村教育委員会、教育事務所（政令市教育委員会）などの関係者との間で、以下について十分な協議と合意がなされている必要があります。

- ・緊急支援プログラムの必要性についての確認・合意
- ・情報の流れ：事件・事故、災害など緊急事態の発生／発覚後の連絡経路についての確認・合意
- ・緊急支援チームの派遣要請の方法についての確認・合意
- ・教職員管理職の研修実施についての確認・合意
- ・教育委員会指導主事等への研修会の実施

事件・事故、災害の発生から緊急支援チーム派遣までの標準的な流れの作成

以下に事件・事故、災害が発生した場合の標準的な流れの例を示す。

図4 事故・事件から緊急支援チーム派遣までの標準的な流れ を参照

- ①事件・事故、災害の発生
- ②学校から教育事務所（教育委員会）への連絡
- ③教育事務所（教育委員会）から臨床心理士会などのスクールカウンセラー組織へ連絡
- ④学校から当該校配置のスクールカウンセラーへ連絡（スクールカウンセラーから学校へ連絡）
- ⑤スクールカウンセラー組織の地区担当役

員（以下部会運営委員）より地域内緊急支援チームへの連絡、調整

- ⑥部会運営委員より当該校配置のスクールカウンセラーへ連絡
- ⑦学校—教育事務所（教育委員会）で緊急支援チーム派遣依頼についての検討
- ⑧教育事務所（教育委員会）より臨床心理士会などのスクールカウンセラー組織へ派遣要請
- ⑨部会運営委員より地域内緊急支援チームに派遣決定を連絡

〈緊急支援システム構築の意義〉

これまでの研究によって、緊急支援体制の構築について、以下の効果や課題があることがわかっている。

- ・バックアップ体制やチーム支援が不安の軽減につながる。
- ・マニュアルなどを通して緊急支援の流れ

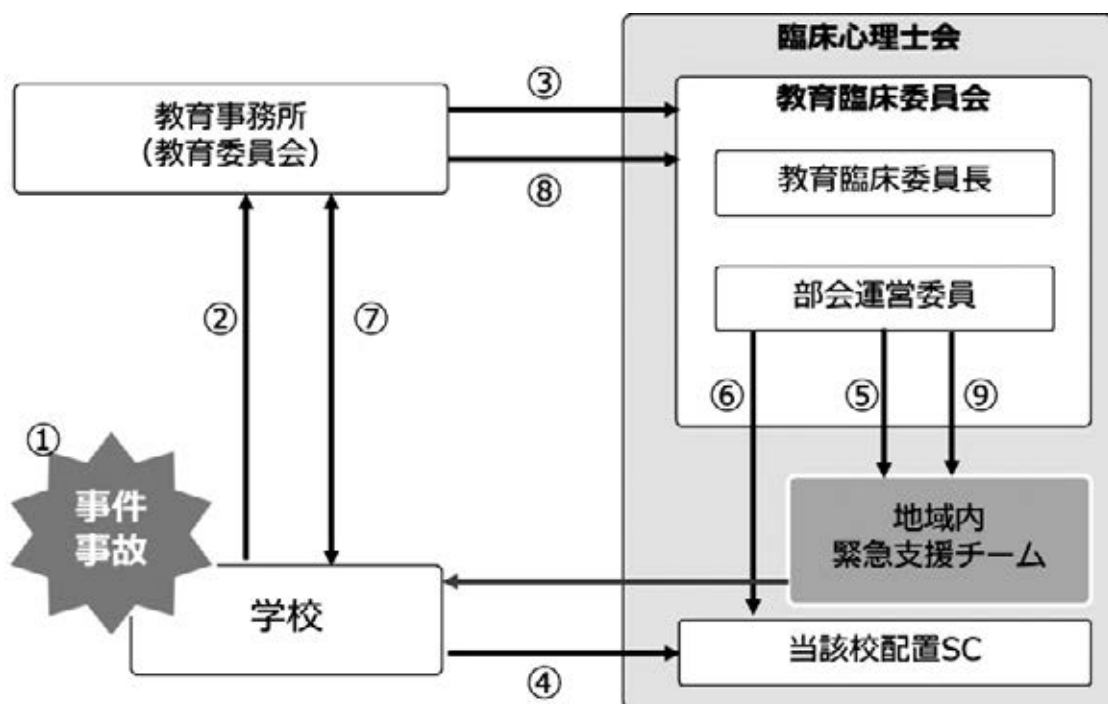


図4 事故・事件から緊急支援チーム派遣までの標準的な流れ

について見通しを持てる。

- ・緊急支援を行う組織的体制が整備されていることは、学校危機という混乱した状況で、適切なタイミングに適切な支援を行うために重要である。
- ・チームが機能していないことによる困難も多くあることが明らかになっており、効果的な支援チームのあり方を今後検討していく必要がある。

緊急支援体制を構築することは支援を実施するスクールカウンセラーや教職員にとって効果的だと言えるが、今後さらに効果的な支援のあり方を考える必要もあるという。

これまでの窪田らの論文を参考にすると、筆者は教育委員会内所属のSCであり、教育委員会内で緊急支援チームを立ち上げ、県臨床心理士会に派遣SCを依頼する形を構築したといえる。これは彼らの言う地区コーディネーターの役割といえるだろうが、筆者が敢えてSVSCの必要性を訴えたのは、コーディネーターの役割だけでなく、支援者としての役割や専門家としての役割を学校現場で行使することを取り上げたからである。さらに学校現場を一つの臨床現場と重ねる視点の必要性を強調したかったからである。これが複眼的な視点である。一方で窪田らの論ずる図4のモデルは緊急支援の現状からすると、その立ち上げから支援構築をするだけの力を教育委員会や県臨床心理士会の双方が保持していない、また双方の関係性が成熟してないともいえる。このような事実から、今回のような協同作業の積み重ねによって教育委員会がSVSCを認識し、双方の関係性成熟へ向けた

発展を期待できる方法の一つと思う。

IX 謝辞、まとめにかえて

平成22年6月に始まった緊急支援だったが、平成25年4月までの2年10か月にわたる期間、SC専門家として、緊急支援の様々な局面を経験させて頂いた。これらの局面、一つ一つを仲間のSCや教育委員会、学校関係者、とりわけ、学校長や管理職、事故に遭遇された教師たちとともに向き合い、困難を共にしてきたことは、臨床心理士としての私の貴重な経験で今では財産の一つになったと思っている。関係者にこの場を借りて感謝を申し上げます。ありがとうございました。また、事故の一日前に書いたという故人KNさんの「みんなの夢をみてみたい」という絵メッセージ(図5)は、自分の医師になりたいという夢と重ねると遺書のようなでもあり、至極残念無念さが伝わってくる。ご遺族の方の心情は察して、余りあるものがある。今は亡きKNさんのご冥福をお祈り申し上げると同時にこの論文が事故再発防止の一助になれば幸いである。

X 引用文献・参考文献

- 災害に備える心理教育 窪田他 ミネルヴァ書房 2016
 学校における緊急支援の手引き 福岡県臨床心理士会2001
 学校コミュニティの危機 窪田由紀他2005 福岡県臨床心理士会編
 学校支援のための多視点マップ 木之下隆夫編著 2013 遠見書房
 学校を事例化するという視点 木之下他 第27回日本心理臨床学会論文集2008
 S中緊急支援報告書 木之下、石川他 豊橋市教育委員会

2010

教師のメンタルヘルスに関する研究 木之下隆夫 愛知大
学教職課程年報第7号 2018

http://www.toyohashi-c.ed.jp/shounan-j/?page_id=17

<http://www.pref.shizuoka.jp/shisetsu/kyouiku/014.html>

<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/>

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/3929.htm>

付記 その後

豊橋教育委員会は、この事故を風化させないために毎年6月18日を「いのちの日」として設定し、各学校で「いのち」に関わる取り組みを行うようになった。その一方、平成23年5月以降も遺族は、学校を謝罪させるため

に、管理責任者である豊橋市を謝罪させるために、署名運動をはじめとする行動や法的手段を刑事事件として、民事事件として次々に行行使してきた。また、遺族は平成23年7月からブログによる発信を始めた。

静岡地検の最終判断は、ボート引航の所長の過失責任を認めたが、学校の過失は認めなかった。校長不起訴を不服として、遺族の父親は平成23年5月4日、静岡の検察審査会に申立書を提出したが、不起訴が翻ることはなかった。



図5 事故前日の絵日記

そこには夢、医師になりたいこと、みんなの夢を見てみたいと記してあったと